

空き家相談窓口受付等業務受託候補者選定に係る募集要項

1 業務の名称

空き家相談窓口受付等業務（以下「本業務」という。）

2 業務の内容（提案募集の内容）

別紙「空き家相談窓口受付等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3 業務の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務に関する基本的事項

（1） 受託候補者に求める資格

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) （略）

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

イ 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本業務に参加する者であること。

ウ 本公告に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

エ 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。

カ 共同事業体による応募にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。

(ア) 共同事業体の全ての構成員は、上記ア～オの要件を満たすこと。

(イ) 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

(ウ) 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

(エ) 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

(2) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行い、京都市の文書による承認を得なければならない。

(3) 業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、23,275千円（消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

(4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

(5) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、仕様書「12個人情報の保護」や別紙「個人情報取扱い事務の委託契約に係る共通仕様書」のとおりとする。

(7) 情報公開

本業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

5 提案書等の提出

(1) 募集期間

令和7年2月25日（火）から同年3月11日（火）まで

(2) 提出物

別紙第1～4号様式（以下、「提案書等」という。）

(3) 提出方法

電子メール又は郵送、持参による。電子メール又は郵送による場合は、送達されたことを電話にて確認すること。また、郵送、持参の場合は6部（添付書類がある場合は併せて6部）用意すること。

(4) 提出期限

ア 提案書等

令和7年3月11日（火）午後5時必着

イ 共 通

持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する京都市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(5) 提出先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当 池垣、戸倉）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488（分庁舎3階）

電 話：075-222-3667 F A X：075-222-3526

メール：machisai_akiya@city.kyoto.lg.jp

メールの件名は「空き家相談窓口受付等業務の提案書等」とすること。

(6) その他

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、軽易な誤りを除くほか、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。

ウ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で利用できることとする。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

6 募集に関する質問及び回答

(1) 質問の方法等

募集要項及び仕様書に関する質疑については、次のとおりとする（必ず着信確認を行うこと）。

ア 期 限 令和7年3月4日（火）午前10時必着

イ 方 法 電子メールによる。メールの件名は「空き家相談窓口受付等業務に関する質問」とすること。

ウ 様 式 自由

エ 提出先 machisai_akiya@city.kyoto.lg.jp （池垣、戸倉 宛）

(2) 質問に対する回答

全ての質問及び回答については、3月6日（木）午後5時までに京都市ホームページにおいて公開することとする。回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

◆本プロポーザルのホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000336241.html>

7 受託候補者の選定

提出された提案書等に基づき、参加者の業務実施能力を審査し、受託候補者を選定する。

(1) 選定方法

ア 提案書等が期限内に提出されなかった場合は、失格とする。

イ 見積書（第4号様式）に記載の見積金額が契約金額の上限を超えている場合は、失格とする。

ウ 下記（2）に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、順位を決定する。

このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

なお、評価点が60点を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。

(2) 評価項目

評価項目		評価事項	評価点 100点満点
履 行 績	同 種 業 務 の 履 行 実 績	地方公共団体の空き家相談窓口の 受付業務の実績(募集開始日から過 去5年以内のもの、最大2件)	20点
所在地	本店等の所在地	本店、支店の所在地が京都市内である か。	5点
提案の 的確性	事業の理解度	京都市の空き家対策に対する認識、 理解が正しいか。	20点
	運営体制の安定性	日常の報告・連絡・相談体制の内容 や窓口を担う責任感、スタッフの教 育が適切であるか。	15点
	業務内容の理解度	本業務内容の理解が適切であるか。	10点
	人員体制の充実度	相談窓口の人員体制が充実してい るか。	10点
受託希 望金額	受託希望金額に応じて配点を行う。		20点

8 選定結果の通知及び公表

- (1) 受託候補者に選定された提案者への通知
受託候補者に選定された旨を文書で通知する。
- (2) 受託候補者に選定されなかった提案者への通知
受託候補者に選定されなかった旨及びその理由を文書で通知する。通知を受けた
提案者は、通知を受領した日から7日以内に京都市に対し、選定されなかった理由
についての説明を求めることができる。
- (3) 受託候補者の選定結果の公表
受託候補者の選定後、選定の結果(参加した事業者、評価点及び選定理由)を公
表する。

9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者
との協議が整わない場合、京都市は次点の提案者と順次契約に関する協議を行う。

なお、本業務は新年度予算の成立を前提としており、市会において議決が得られなかつ
た場合は、応募を中止、契約を締結しない場合がある。その場合、応募に係る一切の経費
を京都市に請求することはできない。

10 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

11 問合せ先

上記「5(5)提出先」と同じ